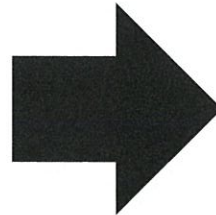


新規にインストラクターの認定申請する方へ

～平成25年2月28日

5回以上のコース指導
あるいは
ICLS指導者養成WS参加
+2回以上のコース指導

平成25年3月1日～
31日はシステム移行期間にて申請は
できませんのでご
注意ください。



平成25年4月1日以降

1) **3回以上のコース指導**

※ 気道管理

モニター除細動

BLSをそれぞれ1回経験

1回のコースで申請できる

指導ブースは1つのみ。

2) **ICLS指導者養成WS受講 (必須)**

※ WS受講とコース指導の時間的な関係については条件なし。

※ 他インストラクターコースの受講でも可。

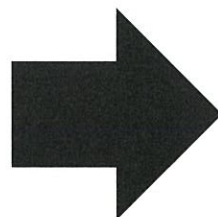
※ 申請にはコースディレクター番号が必要。

インストラクターの更新申請する方へ

～平成25年2月28日

更新要件なし

平成25年3月1日～
31日はシステム移行期間にて申請は
できませんのでご
注意ください。



平成25年4月1日以降

1) 2年間で2回以上のコース指導

(補足) 失効してから1年以内に2回、コース指導を行った場合は再認定。

やむを得ない事由がある場合、更新期間の延長を認めることがある。

- ・ 延長期間は1年間とし最大2年間。
- ・ やむを得ない事由とは妊娠・出産・留学
研修・病気療養・天災によるコース中止等。

※直接、各地区担当委員へメールにてご相談下さい。